

令和3年度第1回長浜市しょうがい福祉推進協議会 会議概要

日 時：令和3年8月4日（水）15：00～16：10

場 所：長浜市役所3階 3-Bコミュニティルーム

出席者：【委員】中村委員（座長）、林委員、北川委員、太田委員
佐野委員、下川委員、喜多委員

【事務局】健康福祉部：福永部長、横田次長

しょうがい福祉課：藤田、中上、川瀬、宮部、松田、吉田

欠席者：山崎委員（副座長）、雑賀委員、崎邊委員、笥委員、橋爪委員

《開会》

1. あいさつ

長浜市健康福祉部長から開会の挨拶があった。

2. 自己紹介

出席委員から自己紹介があった。

事務局から欠席委員及び委員変更の報告、事務局の自己紹介があった。

3. 座長・副座長の承認について

昨年度に引き続き、座長に中村委員、副座長に山崎委員を承認された。

4. 議事

（1）（仮称）長浜市手話言語条例について

別紙資料により事務局から説明があった。

委員からの主な意見は下記のとおり。

（委員）

基本的に県レベルで差別解消法に関する条例を制定する際に、盛んに手話言語法と差別解消法に関する条例との位置づけについて熱い議論がなされていたが、その二つは一旦は別物として、差別解消法に関する県の条例が制定された。その後、私からは県の手話言語条例の動きが見えなくなってしまった。一部ホームページ上で探してみたが、結構荒れた会議であり、いきなりしょうがい当事者の方が、私が議長になると自己推薦されたが、結果的に別の方が議長になられ、ある意味当事者性が重視されない形で始まっていると認識している。その後の情報が入らないので、資料の中で滋賀県は制定中とあるが、長浜市として滋賀県の進捗をどのように捉えているのかお聞きしたい。

（事務局）

本市でも手話言語条例の制定に着手するにあたり、県内の条例制定済みの自治体や滋賀県にも経緯を伺っており、いま委員がおっしゃったように少し難航して

いる部分もあるとお聞きしております。また、その要因は手話言語とコミュニケーションを一体として進めようとしたことであるともお聞きしておりましたので、事前に聴覚障害者協会や支援者の方にお話をお聴きしまして、本市としましては、まずは手話言語条例を制定し、ひとつずつ進めていきたいと考えております。

(委員)

米原市では長浜市より先に手話言語条例を制定され、同市ではこれから取組が進んでいくということで、応援するが、市ごとに条例を制定するのが基本となれば、各市町が作る作業を進めないと滋賀県全体に広がらないということになってしまう。また、市町によっての中身のバラつきが生じるのではと懸念している。そういった懸念は長浜市の事務局にあるのかお聞きしたい。

(事務局)

各市町が条例を制定するにあたり、一定その制定する市町の特色を出していく必要があると考えています。バラつきという捉え方をするか、特色という捉え方をするかは人によって違うと思いますが、当事者の方や関係者の方にご意見をお伺いし、必要なことが漏れることによるバラつきは出ないように注意しながら、長浜市としての特色を条例に反映させていきたいと考えています。

(委員)

滋賀県には全日本ろうあ連盟の理事長がおられる。今までから県レベルでの手話言語条例の制定を求められており、署名も集められたし、会議でも活発な発言をされているとお聞きしている。そういった経緯のある中で、現在滋賀県は制定中ということだが、長浜市としては並行して2重路線として進めていく予定なのかお聞きしたい。

(事務局)

全国的には県が条例を制定した後に市町が制定しているという事例も多くあります。県には県の役割があり、市には市の役割があると考えておりますので、県が先に制定されれば、その内容を踏まえた上で、市でも内容を検討することが可能かと思いますが、既に県内でも4つの自治体で制定済みということも考慮いたしまして、滋賀県が制定されるのを待てば良いということではないと考えております。

(座長)

市町に先立って県が条例を制定していればよかったと思うが、現状そうなのではないため、長浜市は長浜市で制定されることには意義があると思う。市町が独自で条例を制定することも滋賀県にとって悪いことではないと思う。

(委員)

私もそう思う。差別解消条例を肉付けさせていくためには、アドボケーターとしていろいろ滋賀県にも漸進的にすすめようとしていたことが、踏まえられれば、と思うが、長浜市の手話言語条例については、私たちは論議の場から離れてしまうため、意見を言う場がないと思い、今日意見を言わせてもらった。本当は、長

浜市でも条例を制定することについて、おめでとうと言いたいところではあるが、滋賀県の躊躇の仕方、ここでは言えない会議のいきさつがあり、滋賀県はここまで聴覚障害者の言うことを聞かないのかと思うところはある。では誰の意見を聞いているのかということはここでは言えないが、不満を抱いている。コミュニケーションにこだわられた人たち、差別解消でなくて生きづらさを抱えた人たちにしようという意見を通そうとされた人たちが、手話言語条例を滋賀県レベルで作りにくくしてしまったのではないかと感じている。それを越えるものを期待している。条例はどうしても比較する部分が出てくる。例えば、市外に無料で手話通訳を派遣するか等。当事者はできるということにして欲しいが、それが長浜市ではできないという制約があるといったような比較はできると思う。要するにどのようなものが長浜市でできるのか楽しみであると思っている。

(事務局)

市町村によるバラつきを懸念されているというご意見はごもっともかと思えます。市町村手話言語条例のモデル案というものがあり、各市町村がそれを軸に肉付けされているのが一般的かと思っております。長浜市が今回条例を制定するにあたりまして、重視しておりますのが、関係団体のご意見を十分にお聞きして、それを条例に反映していくという点と、聴覚しょうがいのある方へのアンケート調査を実施し、いただいたご意見を条例に反映していくという点です。このような方法により、長浜市の手話言語条例を作り上げてまいりたいと考えております。

(2) しょうがい者虐待防止について

資料（資料については個人情報を含むため公表なし）により、虐待件数の推移及び虐待の個別事例、虐待通報があった際の市の対応方法について事務局から説明があった。

(3) その他

委員からのご意見、質問はなかった。

事務局より、次回会議開催を、令和4年2月に予定していることを報告し、日程調整についてご協力を依頼した。また、本日の議事について随時ご意見をいただきたい旨をお伝えした。

5. 閉会

長浜市健康福祉部次長から閉会の挨拶があった。

《終了》